

事例 4

事例の概要

【税理士法違反の態様及び関係条項】

税理士：非税理士に対する名義貸し

- ☞ 税理士法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反
同第 46 条（一般の懲戒）該当

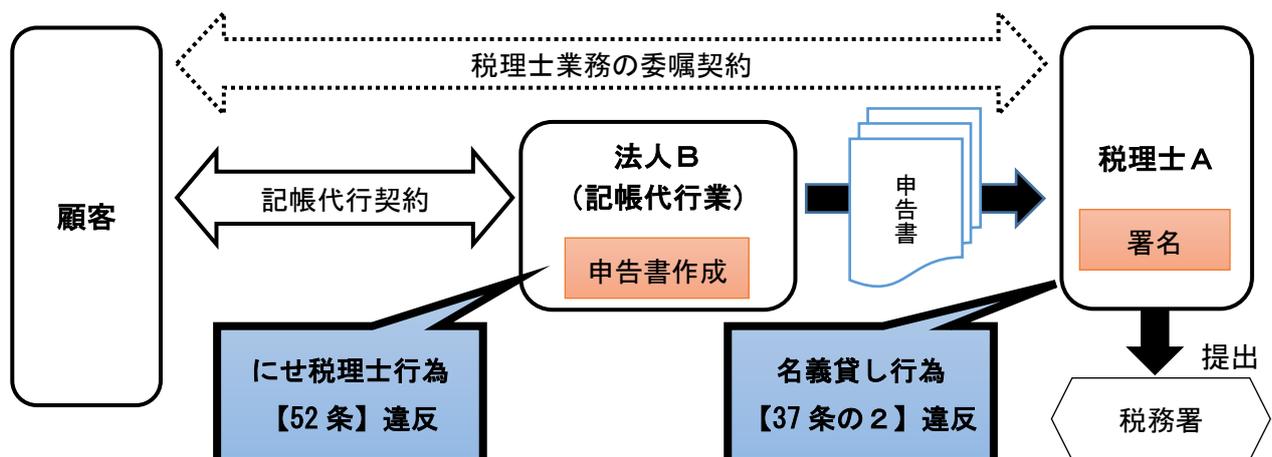
非税理士：いわゆる「にせ税理士行為」

- ☞ 税理士法第 52 条（税理士業務の制限）違反
同第 59 条（第 52 条の規定に違反した者の罰則）該当

【事例の概要】

- 1 税理士 A は、顧客と税理士業務の委嘱契約を結んでいたが、記帳代行については、税理士法人ではない法人 B がその顧客と契約を結んでいた。
- 2 法人 B は、顧客の決算内容を熟知しており、また、申告書を作成する知識があったことから、税理士 A の了解の下、法人 B は記帳代行業務に加えて、自ら顧客の申告書の作成まで行っていた。《にせ税理士行為》
- 3 税理士 A は、法人 B が作成した顧客の申告書に対し、転記誤りや検算といった記載金額の確認を行い、自身の署名（押印）を行ったうえ、税務署に提出していた。《非税理士に対する名義貸し》
- 4 税理士 A は、自身が最終的に確認を行っていれば名義貸しに当たらないと認識していたが、税理士法調査を受け、当該行為が税理士法違反となることを認識し、二度と税理士法違反行為を行わないことを誓約した。法人 B も申告書作成を認め、税理士法違反となることを認識し、二度と税理士法違反行為を行わないことを誓約した。

【形態図】



【留意すべき事項】

- 税務書類の作成 ➡ 自己の判断と責任において完成したものを作ること。
- 名義貸し ➡ 法 37 条（信用失墜行為の禁止）又は法 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定が適用される。
- 税理士の名義貸しによるにせ税理士行為 ➡ 税理士の違反行為及びにせ税理士行為の幫助